

天草市テレビ共同受信施設改修等事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、天草市補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、同条別表のテレビ放送の継続視聴を可能とすることを目的としたテレビ共同受信施設改修等事業（以下「事業」という。）の実施に関して、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な細目等を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴組合 山間地等地理的条件により、テレビ放送の難視聴解消を目的として、共同で受信施設を設置する2戸以上からなる団体をいう。ただし、すでに設立済みの組合が構成世帯の減少により1戸となった場合は、1戸であっても共聴組合とみなすものとする。
- (2) 自主共聴施設 テレビ放送が良好に受信できない地域の共聴組合が、総務大臣へ有線電気通信法(昭和28年法律第96号)又は有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定による届出を行い、自主的にテレビ放送受信施設を設置している共同受信施設をいう。
- (3) NHK共聴施設 テレビ放送が良好に受信できない地域の共聴組合が、総務大臣へ有線電気通信法(昭和28年法律第96号)又は有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の規定による届出を行い、日本放送協会と共同でテレビ放送受信施設を設置している共同受信施設をいう。
- (4) 共聴施設 自主共聴施設及びNHK共聴施設をいう。
- (5) 改修等 共聴施設の一部を改修又は全部を置換することをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 共聴施設の経年による老朽化、自然災害等により改修等を行うための経費であって、組合員1戸当たりの負担額が30,000円を超えるもの
- (2) NHK共聴施設の光化改修を目的とし、組合が負担する経費であって、組合員1戸当たりの負担額が30,000円を超えるもの

(交付申請の時期)

第4条 事業に係る補助金交付申請は、事業着工前までに行うものとする。

ただし、次の各号に該当する事業については事業着工及び事業完了している場合においても申請を行うことができるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する、自然災害等により緊急の改修等が必要とされるもの。
- (2) この要領の施行日において自主共聴施設及びNHK共聴施設の改修等が終了しているもの(平成25年度以降に工事を完了しているものに限る。)。この場合において、規則第3条の補助金交付申請書に規則第12条の補助金実績報告書を添えて提出しなければならない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金交付申請の添付書類)

第6条 規則第3条の規定により申請書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第1号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第2号)
- (3) 見積書
- (4) 組合規約
- (5) 組合員名簿(様式第3号)
- (6) 位置図、見取図
- (7) 線路図面

(実績報告書の添付書類)

第7条 規則第12条の規定により申請書に添えて提出する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第1号)
- (2) 収支予算(決算)書(様式第2号)
- (3) 施設整備工事代金等の請求書又は領収書の写し
- (4) 線路図面(改修状況の分かるもの)
- (5) 施設等の完成写真
- (6) 工事請負契約書の写し

(財産の処分)

第8条 補助金の交付を受けた共聴組合(以下「補助事業者」という。)は、事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするとき又は取り壊し、廃棄しようとするときは、あらかじめ天草市テレビ共同受信施設改修等事業補助金に係る財産処分申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間を経過しているものについてはこの限りでない。

- 2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

附 則

この交付要領は、平成27年 1月 1日から施行する。

この交付要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

この交付要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	補助金の額
自主共聴施設	総事業費から組合員1戸当たり3万円を乗じて得た額を減じた額の2分の1
NHK共聴施設	総事業費のうち共聴組合が負担すべき額から組合員1戸当たり3万円を乗じて得た額を減じた額の2分の1